

令和8年3月市議会定例会議

総務常任委員会資料

- ◆ 議案第42号 福島市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

消防本部

議案第 4 2 号 福島市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

議案書145-147頁

1 改正の趣旨

(1) 簡易サウナ設備等について

屋外等のテントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例の増を受け、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が一部改正されたこと等に伴い、簡易サウナ設備等の設置基準を設ける。

(2) 感震ブレーカーについて

大規模地震発生時の電気火災リスクを低減するため、住宅防火対策の一環として、感震ブレーカーの普及促進を図る。

2 主な改正内容

(1) 簡易サウナ設備の設置基準（新設）

- ① 屋外等の場所に設けるテント型及びバレル型（木樽）サウナ室の放熱設備（サウナストーブ）は定格出力6kW以下の薪・電気ストーブとする。
- ② 放熱設備と周囲の可燃物は引火しない距離を保つこと。
- ③ 温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とするものにおいては、消火器の設置に代えることができる。



テント型サウナ室



バレル型サウナ室



サウナストーブ（薪・電気）

出典：可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書（総務省消防庁）より抜粋

（2）感震ブレーカーの普及促進（新設）

住宅における火災予防を推進するための施策として、感震ブレーカーの普及促進を追加する。



分電盤タイプ（後付型）



分電盤タイプ（内蔵型）



コンセントタイプ



簡易タイプ

出典：今、備えよう。大規模地震時における電気火災対策（総務省消防庁）より抜粋

3 条例施行予定日

公布の日から施行